別表第二（第十七条、第二十条関係）

| 項 | 登録 | 申請書記載事項 | 添付書面 |
|---|---|---|---|
| 表題部についての登録に共通する事項 | | | |
| 一 | 試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日の変更の登録 | 変更後の試掘の許可の有効期間が満了する日 | 試掘の許可の更新を受けたことを証する書面 |
| 二 | 許可試掘区域の変更の登録 | 変更後の許可試掘区域 | イ　許可試掘区域の増減の許可を受けたことを証する書面<br>ロ　変更後の許可試掘区域図 |
| 三 | 表題部の登録事項についての更正の登録 | 更正後の表題部の登録事項 | イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面<br>ロ　許可試掘区域についての更正の登録を申請するときは、更正後の許可試掘区域図 |
| 権利部についての登録に共通する事項 | | | |
| 四 | 令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録 | | 相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面 |
| 五 | 登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録 | 変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所 | 当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 六 | 権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録 | 変更後又は更正後の登録事項 | イ　登録原因を証する書面<br>ロ　権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者が作成した当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面 |
| 七 | 登録の抹消（二十の項の登録を除く。） | | イ　令第三十二条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面<br>ロ　イに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面<br>ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面 |
| 八 | 抹消された登録の回復 | 回復する登録の登録事項 | イ　登録原因を証する書面<br>ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面 |
| 九 | 買戻しの特約の登録 | 買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め | 登録原因を証する書面 |
| 十 | 試掘権の設定の登録 | 申請人が令第三十五条各号に掲げる者のいずれであるか。 | イ　令第三十五条第一号に掲げる者が申請するときは、試掘の許可を受けたことを証する書面 |
| | 試掘権に関する登録 | | |